

史跡小牧山主郭地区第2次発掘調査現地説明会

平成22年2月27日 10:30～

遺跡名 小牧山城（国指定史跡 小牧山）
所在地 愛知県小牧市堀の内一丁目地内
調査理由 史跡整備
調査主体 小牧市教育委員会
調査面積 300㎡（予定）
調査期間 平成21年12月～平成22年3月

1 小牧山の歴史

戦国時代	永禄 6年（1563） 織田信長が小牧山城を築城し、清須から移る。小牧山南麓には城下町を整備した。 永禄10年（1567） 織田信長、稲葉山城を攻略。岐阜と改称し、小牧山から居城を移す。小牧山城は廃城となる。
安土桃山時代	天正12年（1584） 小牧・長久手の合戦 （豊臣秀吉軍と織田信雄・徳川家康連合軍の戦い） 徳川家康は織田信長の小牧山城跡を改修して陣城を築く。陣城は、機能的に主郭地区、西側曲輪地区、大手曲輪地区、西側谷地区、帯曲輪地区の5地区に区分されている（図1）。
江戸時代	小牧山は尾張藩領となり、家康公ゆかりの地として、一般の入山が禁止される。
明治時代	明治 2年（1869） 版籍奉還により、小牧山は国有地となる。 明治 5年（1872） 県立小牧公園として一般公開される。 明治22年（1889） 小牧山が徳川家の所有となり、一般公開を止める。
昭和～平成	昭和 2年（1927） 10月26日 国の史跡に指定される。 昭和 5年（1930） 徳川家から小牧町へ小牧山が寄付される。 昭和22年（1947） 東麓に小牧中学校が建設される。 昭和43年（1968） 山頂に小牧市歴史館が建設される。 平成10年（1998） 小牧中学校を史跡外へ移転する。 平成16年（2004） 平成13年から始めた小牧中学校跡地の整備工事が終了し、全工事区域が一般開放される。

2 史跡小牧山の整備計画

小牧市では、史跡地外へ移転する小牧中学校の跡地の整備計画を策定するとともに、山全体の整備計画を策定することとし、平成8年12月に「史跡小牧山整備計画策定会議設置要綱」を制定し、市民代表からなる史跡小牧山整備計画策定会議を、翌年には城郭、建築、文献等の専門家からなる史跡小牧山整備計画専門委員会を設け、整備計画の検討を始めました。

そして、整備の理念として、「日本の表舞台に登場した歴史遺産としての小牧山」「市民の憩いの場としての小牧山」「小牧市の顔ーランドマークとしての小牧山」という小牧山がもつ価値を明確化し、平成11年3月に『史跡小牧山整備計画基本構想』を策定しました。そこでは、整備の方向性を、発掘調査等の成果に基づく計画立案・整備を行なうこと、整備の主たる時代設定は天正12年の小牧・長久手の合戦時と定め（ただし、信長在城時の永禄期の遺構についても発掘調査に基づいて整備する）、同時に、既存施設の見直し、樹林景観・環境に充分配慮した調査・整備を行なうことも明示しています。

3 これまでの主郭地区調査概要（図2）

史跡小牧山主郭地区の整備は、『史跡小牧山整備計画基本構想』において設定した整備スケジュールでは、中期整備としています。早期整備とした小牧中学校跡地整備が平成15年度に一旦終了した後、平成16年度から主郭地区整備の資料を得るための調査を開始しました。平成16年度から19年度までは部分的な調査である試掘調査（1,544㎡）を行い、平成20年度から発掘調査に入りました。これまでに得られた調査成果をまとめると次のようになります。なお、以下で使用する曲輪、土塁、堀、虎口の番号は、『史跡小牧山整備計画基本構想』において付けられた番号です。

- ・新旧2時期の遺構が存在する部分があります。それらは、出土遺物によって時期を特定することは困難ですが、小牧山城をめぐる歴史的状況、帯曲輪地区での調査成果などを考えあわせると、古い時期の方が織田信長による築城段階（永禄期）、新しい方が小牧・長久手の合戦での陣城段階（天正期）とみるのが妥当と考えられます。

- ・歴史館が建っている頂上の曲輪001の法面（第7～11・13・17各トレンチ、B区、C区）およびそこから1段下の曲輪011・021（第12・20・21各トレンチ）の法面で永禄期にさかのぼる石垣を確認しました。

- ・曲輪001法面の石垣は、曲輪の周囲を巡っていたと考えられ、南側では2段の階段状に築かれており、法面に岩盤が出ているところでは、石垣を築く代わりに岩盤を切り立てて石垣のように加工している状況がみられました（第10・11各トレンチ）。この法面の石垣は、傾斜角70～75°、高さは上段で1.8～2m、下段が1～1.4mに築かれていました。西側法面（C区）で残りがよく、そこでは、横幅が1.6～1.9mある石が3つ並べられていました。

- ・主郭から1段下の曲輪の法面では、岩盤を切り立ててその上に石垣を築いた部分（第12・

18・20 トレンチ、第 18 トレンチは岩盤のみ確認) や上下 2 段に石垣が築かれた部分 (第 21 トレンチ) が確認されました。ここで使われる石は 50~70 cm 程度の大きさです。

- ・石垣によって囲まれる曲輪 001 の平面形は、不等辺多角形となります。

- ・曲輪 001 を含め、そこから 1 段下、2 段下の曲輪 (曲輪 002・003・004・021) の造成は、山側を削り、その土を谷側へ積んで平坦面を築いています (第 4~6 の各トレンチ、D 区)。土の積み方は、先端部分では、黒色土と砂礫土 (地山の岩盤を砕いた土) を交互に積んであるところがありました。

- ・頂上付近の曲輪は、永禄期に築かれたものが天正期にもそのまま使われ、天正期の改変は曲輪 005・006、その下方の大手道部分でみられ、山の中腹より下に限られていました (第 1・3・14・22 各トレンチ、A・B 各地区)。

- ・大手道部分では、天正期に土塁 E、堀 I を築くために、永禄期の大手道上に盛土をしたり、築かれていた石垣を壊すなど大きな改変がみられました (第 14・22 トレンチ、A 地区)。

- ・天正期の改変によって埋められた永禄期の大手道は、山側、谷側それぞれに石積が設けられ、道の両端が区画されていました。道幅は約 5 m で、道に並行して幅 20 cm 程の排水溝が設けられていました。積まれた石は、主に縦横 20~30 cm 程度のもので、山側では 45 cm、谷側では 65cm の高さがありました。

- ・4 か所の虎口を調査しましたが、虎口 a (E 地区)、虎口 c (F 地区) では、園路整備による攪乱、地形改変により、遺構の遺存状況が良くない部分がみられました。虎口 b (A 地区) は、永禄期の石垣などを壊して作られていました。虎口 d (第 15 トレンチ、D 地区) の土塁は天正期に築かれたもので、比較的良好な状態で残っていました。

4 今回の調査概要 (図 3)

今年度の調査は、曲輪 001 の法面とその下の曲輪 021 に計 4 か所の発掘区 (E~H 区) を設定し、試掘調査で確認していた石垣、岩盤を切り立てて石垣のようにしてある部分や曲輪面の状況を確認するために調査を実施しており、その状況は次のとおりです。

E 区 (曲輪 001 北東側法面)

平行方向に築かれた上下 2 段の石垣が確認されています。上段の石垣は、歴史館西側に露頭している石垣、さらには F 区で確認している石垣から続くものです。石垣は、上下段共に残りはあまり良くなく、最下段の石が残る程度か石がないところもあります。上段の石垣は、石の横幅は大きい部分で 1~1.3m、角度が変わる角部が 1 か所確認されています。高さは、隣接する第 8 トレンチで確認した裏込め石の状況から、約 2 m あったと考えられます。下段の石垣は、石の横幅は 30~50 cm 程で、7 m にわたって確認されています。高さは約 90 cm と考えられます。

F 区 (曲輪 001 西側法面)

園路階段を取り外したところ、その下で石垣が確認されました (石の横幅 80 cm~1 m)。石垣は、部分的に積み石が抜けているところがありますが、園路階段の脇 (南側) に露頭

している石垣の南端部から 8.5m 北へ延び、そこで北西へ折れて 5.9m 続き（この部分は斜面となっています）、さらに北東へ折れて昨年度調査した C 区で確認した石垣へつながっています。

G 区（曲輪 001 の南東側法面とその下の曲輪 021）

法面は岩盤を加工して石垣のように切り立てている部分で、掘削が進んだ範囲では、発掘区内全体にその状況が続いています。これまでの調査では、上段に石垣、下段に岩盤が各 1 段で階段状に築かれているという認識でしたが、今回の調査では、切りたてられた岩盤が 2 段になっているところがあり、石垣と合わせると 3 段になっている部分があることが確認されました。切り立てられた岩盤は傾斜角 60～70°、高さは上段が約 1.5m、下段が約 1m で、間に幅約 1m の平坦面があり、上段部の下方は、垂直に切り立てられているところがみられます。切り立てられた岩盤前面の曲輪 021 は、岩盤を削平して平坦面を築いています。

H 区（曲輪 001 東側一段下の曲輪 021）

現在掘削中ですが、砂礫土が敷かれた面が確認されています。礎石とも考えられる平らな丸い石（50cm×27cm）が 1 点確認されています。

5 まとめ

- ・ 2 段に築かれた石垣は、これまで南側法面でしか確認されていませんでしたが、今回初めて北側法面（E 区）においても確認されました。上下 2 段とも積み石が残る状況は南側斜面ではみられませんでした。上下 2 段の石垣については、昨年度調査した B 区において、確認した石垣の手前部分で、法面がカットされ、そこに砂礫土が堆積している状況がみられました。現在はその先は崖面となっており、積み石は確認されませんでした。曲輪の造成にしては不自然な状況と考えていましたが、今回の E 区の状況をみると、堆積していた砂礫土は石垣の裏込めで、この部分にも下段にあたる石垣があった可能性が考えられません。
- ・ F 区において、現在、園路階段となっている部分で石垣が確認されたことにより、築城時にはこの部分に通路はなかったことが明らかになりました。曲輪 001 への通路は、南側（歴史館正面へ通じる階段部分）と東側の 2 か所であったと考えられます。
- ・ G 区において、2 段の切り立てられた岩盤を確認しましたが、その規模や形状（傾斜角度、高さ、間に設けられた平坦面）は、2 段に築かれた石垣の構築状況と似ています。G 区東側の試掘第 10 トレンチでは裏込め石が、第 17 トレンチでは下段にあたる石垣が確認されており、岩盤と石垣が規模や形状を統一して一連となつて築かれていたと考えられます。